

台風接近に伴う臨時休業の判断について

台風接近に伴う臨時休業は、気象庁から発令される「台風接近や通過に伴う警報（暴風雨 大雨洪水）」の有無を基に判断します。

1 前日に臨時休業を決定するとき

- 翌日の午前中に警報が発令されると十分に予想される場合
→ プリント，または，安全メール配信にて各家庭に御連絡いたします。

2 前日に臨時休業が決定できないとき

- 当日午前6時に1回目の態度決定をします。
 - ・ 態度決定の時点で警報が発令されている場合
→ 自宅待機（※午前9時に2回目の態度決定をします。）
→ 午前9時に2回目の態度決定
 - ・ 警報が発令されている場合→臨時休業
 - ・ 警報が発令していない場合→3校時からの登校
 - ・ 1回目の態度決定の時点で警報が出ていない場合
→ 通常登校
- ※ 安心メールにてお知らせを随時行います。

3 その他

- 休業になった場合、警報が解除されましても、子どもは、自宅待機となります。
- 登校後、警報が発令された場合は、学校内待機とし、また、発令しそうな場合は、早めの下校を行うこともあります。いずれの場合も、安心メールにて保護者様に連絡します。その際の下校について、御家庭で確認しておいてください。
- 通常登校となっても、給食の準備をできない場合があります。その際は、弁当持参，あるいは、午前中下校となりますので、安心メールにて御連絡いたします。
- ◎ 気象状況はめまぐるしく変化します。上記の1，2の基本方針とは異なる判断をすることもあり得ます。その際は、4附属学校園や近隣の公立学校との情報交換をしながら進めてまいります。上記1，2と異なる対応をする場合には、その都度、安心メールにてお知らせいたします。
- ◎ この件に限らず、安心メールでは大切なお知らせを送信することがあります。登録のアドレスを変更した場合や、メールが届かないなどの不具合が生じた場合には、すぐに担任までお知らせください。
- ◎ メール配信の機器の不具合等が発生した場合には、学級連絡網を使用することもあります。あらかじめ、すぐに使用できる場所に保管しておいてください。